

税理士と関与先のための総合誌

税理

日本税理士会連合会 監修

2

FEBRUARY 2008
Vol.51 No.2

ぎょうせい

特集 I 新規取得とされた
資本的支出への対応

特集 II 経営状況からみた
税務・会計処理の
判断ポイント

〈フロントページ〉

自由民主党税制調査会会長 津島 雄二

- 所得税実務
共有状態にある事業用不動産の所得・費用の分配に係る留意点
- 法人税実務
資金繰り対策としての役員給与の未払・借入金処理とその判断
- 利益計画
理容店のモデル利益計画

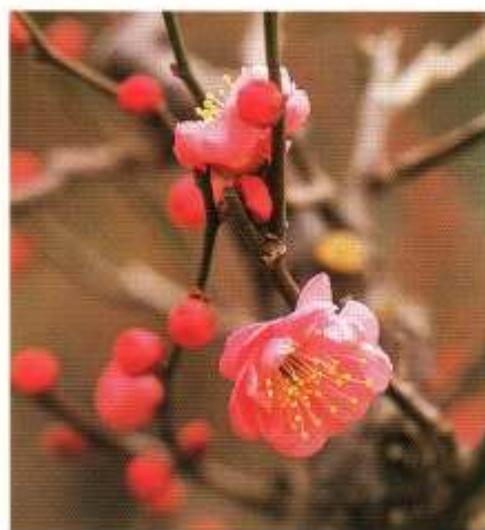
別冊付録

平成19年分 所得税・消費税等・贈与税の申告実務

巻末付録

税務情報:

平成20年度 税制改正大綱・ほか



設備投資における減価償却 資産の償却方法の選択

税理士

落合 孝裕

● ポイント

- ① 減価償却制度は、平成19年度税制改正で大きく変わった。改正点は、(イ)定率法の償却率の増加、(ロ)取得価額の100%償却が可能に、(ハ)IT分野の特定設備の法定耐用年数を短縮——の3点である。
- ② 黒字が見込まれる会社か、業績が厳しい会社か、のケースにより減価償却方法を工夫することも可能である。
- ③ 黒字が見込まれる会社は、いかに損金を多く計上するかがポイントであり、中古資産の耐用年数、中小企業投資促進税制等を上手に活用したい。
- ④ 業績が厳しい会社は、償却方法の変更等を活用したい。

I 減価償却制度の概要と改正点

1 制度の概要

1 額の基準

会社が一定の金額以上の固定資産を購入したときには、一括して損金（=経費）とせずに、数年から10年以上かけて少しずつ「減価償却費」として損金として処理する。

何年かけて減価償却資産していくかは、資産の種類ごとに「法定耐用年数」が定められている。

減価償却を行う金額の基準は、1点当たり10万円以上である。逆に、1点10万円未満、つまり、9万9,999円以下の固定資産は減価償却をせずに、会社が取得して使用し始めた時にその全額を損金に計上することができる。損益計算書で「消耗品費」などの科目で計上されることになる。

また、資本金1億円以下で、大企業の子会社ではなく、青色申告をしている会社は「中小企業者」となり、1点30万円が基準となる。

この「30万円規準」は平成22年3月末までの適用で、さらに1事業年度で合計300万円までが上限となっている^{*1}。

^{*1} 平成20年度税制改正大綱で2年間延長

2 債却方法

減価償却の償却方法は、大きく「定額法」と「定率法」に分かれる。「定額法」は毎期損金として計上できる金額が一定となる方法で、「定率法」は毎期未償却残高に一定の率を掛けて、損金の金額を計上する方法である。図表-1のとおり、定率法の方が取得当初の期において多くの損金を計上することができる。

平成10年4月以降に取得した建物は、定額法しか適用できない。

機械、車両、器具備品など建物以外の固定資産は、定額法と定率法のいずれの方法も適用できるが、法人税法では定率法が「法定償却方法」のため、ほとんどの会社は定率法で償却している。

2 平成19年度税制改正のポイント

平成19年4月以降に購入して事業の用に供した固定資産より、減価償却制度が以下の3点で大幅に改正された。いずれも会社にとって有利な改正となった。

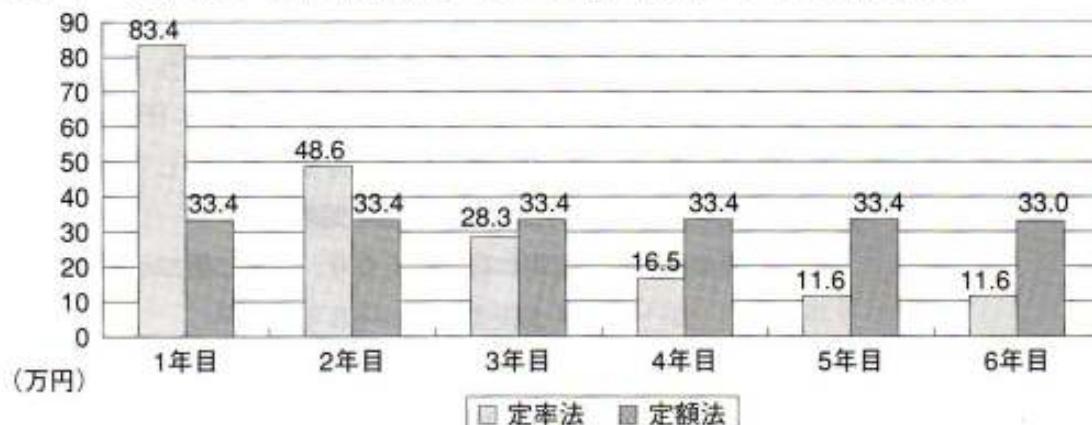
1 定率法の償却率の増加

まず、「定率法」の償却率が増えたことである。平成19年4月以降に取得して事業の用に供した分から「定額法」の償却率の250%、つまり2.5倍になった。

ここで注意していただきたいのは、「定率法」の率が2.5倍になったのではなく「定額法」の2.5倍になったことである。

次頁図表-2のように、改正前と比べて10%~50%程度のアップにすぎない。といっても、早期償却が可能になり、以前と比べて大幅に節

図表-1 200万円の車両（耐用年数6年）で比較（平成19年4月以降取得分）



図表-2

耐用年数	償却率		増加率③ (①/②)	耐用年数	償却率		増加率③ (①/②)
	新定率法(H19年4月以降取得分)①	旧定率法(H19年3月以前取得分)②			新定率法(H19年4月以降取得分)①	旧定率法(H19年3月以前取得分)②	
2年	1.000	0.684	146.2%	26年	0.096	0.085	112.9%
3年	0.833	0.536	155.4%	27年	0.093	0.082	113.4%
4年	0.625	0.438	142.7%	28年	0.089	0.079	112.7%
5年	0.500	0.369	135.5%	29年	0.086	0.076	113.2%
6年	0.417	0.319	130.7%	30年	0.083	0.074	112.2%
7年	0.357	0.280	127.5%	31年	0.081	0.072	112.5%
8年	0.313	0.250	125.2%	32年	0.078	0.069	113.0%
9年	0.278	0.226	123.0%	33年	0.076	0.067	113.4%
10年	0.250	0.206	121.4%	34年	0.074	0.066	112.1%
11年	0.227	0.189	120.1%	35年	0.071	0.064	110.9%
12年	0.208	0.175	118.9%	36年	0.069	0.062	111.3%
13年	0.192	0.162	118.5%	37年	0.068	0.060	113.3%
14年	0.179	0.152	117.8%	38年	0.066	0.059	111.9%
15年	0.167	0.142	117.6%	39年	0.064	0.057	112.3%
16年	0.156	0.134	116.4%	40年	0.063	0.056	112.5%
17年	0.147	0.127	115.7%	41年	0.061	0.055	110.9%
18年	0.139	0.120	115.8%	42年	0.060	0.053	113.2%
19年	0.132	0.114	115.8%	43年	0.058	0.052	111.5%
20年	0.125	0.109	114.7%	44年	0.057	0.051	111.8%
21年	0.119	0.104	114.4%	45年	0.056	0.050	112.0%
22年	0.114	0.099	115.2%	46年	0.054	0.049	110.2%
23年	0.109	0.095	114.7%	47年	0.053	0.048	110.4%
24年	0.104	0.092	113.0%	48年	0.052	0.047	110.6%
25年	0.100	0.088	113.6%	49年	0.051	0.046	110.9%
				50年	0.050	0.045	111.1%

税になったことには違いない。

2 取得価額の100%償却が可能に

改正前は、減価償却費として損金に計上できる金額は、取得価額の95%までと定められていた。

例えば、100万円で取得した資産は、法定耐用年数の期間で95万円までしか減価償却できず、残り5万円は除却、売却しない限りは損金に計上することができなかった。

これが、平成19年4月以降は、同じ100万円の資産なら法定耐用年数の期間で100万円まで損金に計上できるようになった*2。

平成19年3月以前に購入した固定資産については、95%償却した後に、翌事業年度から5年間で残り5%部分を均等償却していく。

3 IT分野の特定設備の法定耐用年数を短縮

以下の資産について耐用年数が短くなり、早期に償却が可能になった。

- ・半導体用フォトトレジスト製造設備……8年→5年
- ・フラットパネルディスプレイ製造設備……10年→5年
- ・フラットパネル用フィルム材料製造設備……10年→5年

*2 正確には1円の備忘価額を残す必要あり

II 経営状況別のポイント

1 黒字が見込まれる会社

業績が好調で黒字となっている会社が設備投資をした場合、なるべく早く投資額を償却したいところだろう。

次のような点に注意して、減価償却費を多く計上することがよい。

1 中小企業者の少額減価償却資産の活用^{*3}

資本金1億円以下で青色申告をしている会社^{*4}は、1点30万円未満の固定資産については、全額損金処理をしていこう。固定資産の種類は問わないので、パソコン、プリンター、コピー機、さらにソフトウェアなどすべて損金処理ができる。ただし、1事業年度で合計300万円が上限となっている。

平成20年度税制改正大綱により、期限が2年間延長され、平成22年3月末までの適用となる予定である。

^{*3} 指法67の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

^{*4} 資本金1億円超の会社が2分の1以上の株式を所有している会社、資本金1億円超の複数の会社が3分の2以上の株式を所有している会社などを除く。

2 法定耐用年数を再チェックする

平成20年度税制改正大綱により、機械及び装置について、資産区分が大幅に簡素化された。これにより耐用年数が短くなったものが多いが、一部はかえって長くなったものもある。

耐用年数については、これまでにも不定期に改定されており、新規取得の資産はもちろん、すでに減価償却を行っている資産についても、法定耐用年数を再チェックすることがよいだろう。

また、「耐用年数の短縮制度」^{*5}を活用して、実際に適合した法定より短めの耐用年数を税務署に認めてもらい、早期償却を進めていくことも一法である。

^{*5} 法令57（耐用年数の短縮）

3 建物は建物附属設備を区分する

減価償却期間が最も長い資産は、建物である。新たに、工場、本社ビルなどで建物を建築した場合、建築請負の見積書には、細かく区分された明細書が添付されている。

この中で、電気設備、ガス設備、給排水設備などの建物附属設備は、なるべく建物本体から区分して償却する方が有利である。

なぜなら、建物附属設備の多くは、耐用年数が15年と建物より短く、さらに定率法を適用することができるからである。

4 取得時に損金に計上できる費用を区分する

固定資産を取得したときに、不動産仲介料や運賃など取得のためにか

かった費用は、原則として固定資産の取得価額に加算することになる。

ただし、不動産取得税、自動車取得税、印紙税などの税金、登録免許税、司法書士への登記の報酬などの登記関係の費用、自賠責保険料、年払いの火災保険料などの保険料は、一括で損金計上が可能である。

なるべく区分経理をして、取得時の損金を増やすようにしたい。

5 中古資産の耐用年数の活用

中古資産については、すでに使用された期間があるので、耐用年数の取扱いも考慮されている。

中古資産は、残存耐用年数を見積もることが原則となっているが、実際には難しいため、次の簡便法によって計算することが一般的だ。

<算式>

* 6 耐用年数省令 3

* 7 ただし、法定耐用年数の全部を経過した固定資産は、法定耐用年数×20%

* 8 1年未満の端数は切捨てで、2年未満となる場合は2年

* 9 措法42の6（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

* 10 平成20年度税制改正大綱で2年間延長

中古資産を取得した場合の簡便法による耐用年数⁶

$$= (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\% \quad ^7*8$$

例えば、通常の自動車の法定耐用年数は6年だが、4年前の型のものは、 $(6\text{年} - 4\text{年}) + 4\text{年} \times 20\% = 2.8\text{年} \rightarrow 2\text{年}$ で償却が可能となる。

耐用年数2年の定率法の償却率は、平成19年4月以降は1.00となつたため（前掲図表-2参照）、例えば3月決算の会社が4月中に取得し事業の用に供した場合は、その期に取得価額の100%償却が可能となる。

6 中小企業投資促進税制⁹

(1) 特別償却の適用

一定の固定資産については、租税特別措置法で、「特別償却」の制度が定められている。通常の減価償却費に上乗せして、償却費が計上できる制度である。

例えば、「中小企業投資促進税制」という制度があり、資本金1億円以下の青色申告法人が、平成22年3月31日までに1台160万円以上の機械等を取得して事業の用に供した場合、取得価額の30%の特別償却費を計上することができる¹⁰。

例えば、耐用年数6年の300万円の機械を期首に取得したとすると、通常の減価償却費が $300\text{万円} \times 0.417 = 125\text{万}1,000\text{円}$ に、 $300\text{万円} \times 30\% = 90\text{万円}$ の特別償却費を損金計上することができるので、取得した初年度において合計215万1,000円もの償却費を計上することができる。

(2) 税額控除との選択

特別償却制度については、法人の任意で「税額控除」といすれかを選択できるものが多い。

税額控除とは、法人税そのものが控除できる制度で、前述の「中小企業投資促進税制」については、税額控除を選択できる。

図表－3 特別償却と税額控除のシミュレーション
300万円の機械（耐用年数6年）を1年目の期首に取得したケース

区分	項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	合計
特別償却	普通償却	1,251,000	354,033	206,401	144,283	144,282	0	2,099,999
	特別償却	900,000	0	0	0	0	0	900,000
	合計	2,151,000	354,033	206,401	144,283	144,282	0	2,999,999
	節税効果(40%)	860,400	141,613	82,560	57,713	57,713	0	1,200,000
税額控除	普通償却	1,251,000	729,333	425,201	247,892	173,287	173,286	2,999,999
	節税効果(40%)	500,400	291,733	170,080	99,157	69,315	69,314	1,200,000
	税額控除(注)	253,400	0	0	0	0	0	253,400
	節税効果合計	753,800	291,733	170,080	99,157	69,315	69,314	1,453,400

(注) 税額控除には法人住民税（法人税額の20.7%）を含む。

対象になる機械等を取得して事業の用に供した場合、取得価額の7%の法人税が控除される。その期の法人税額の20%が上限となり、控除しきれない場合は1年間のみ繰り越される。法人住民税もそれにスライドして控除されるため、合計で約8.4%の控除となる。

毎期、通常の減価償却費も計上することができるため、この8.4%の税金がまるまる得することになる。

特別償却と税額控除とのいずれを選択するかは、その期のみに大幅な黒字が見込まれる会社は「特別償却」を、毎期経常的に黒字が生じる会社、銀行対策などで一定の黒字決算としたい会社は「税額控除」の選択がよいだろう（図表－3）。

2 業績が厳しい会社

1 定率法から定額法への変更

(1) 制度の概要

ほとんどの会社では、建物以外の資産の減価償却方法について、法定償却方法である「定率法」を適用しており、取得当初損金が多く計上できることになる。

業績が順調なときにはよいのだが、業績が厳しいときには、多額の減価償却費により赤字になってしまうことがある。

法人税法では、減価償却限度額以下の償却費に抑えることも可能である。例えば、償却限度額が1,000万円で、赤字が300万円見込まれる会社は、減価償却費を限度額以下の600万円に抑えて、100万円の黒字決算にすることもできる。

赤字決算では金融機関からの融資は厳しいので、「減価償却費を少なく計上して黒字にすれば問題なし」と考える経営者もいるが、金融機関

が決算書をチェックする際は、減価償却費を限度額一杯まで引き直して計算して、決算書の格付けを行うことが一般的で、やはり300万円の赤字決算とみなされてしまう。

このような場合、減価償却方法を「定率法」から「定額法」へ変更して、減価償却限度額を低くすれば、今後新たに取得する資産については、図表-1のように当初少ない減価償却費の計上で済むことになる。

平成19年3月以前に取得した固定資産については、「旧定率法」から「旧定額法」への変更となる。償却方法を変更することにより、償却限度額一杯に償却しても、赤字決算を免れることがある得るだろう。

償却方法の変更は、資産の種類ごとに行うことができるるので、例えば、車両運搬具グループのみ、機械及び装置のグループのみ、というような変更を行うことも一つの手である。

さらに、事業所ごとに変更することも可能である（図表-4）。

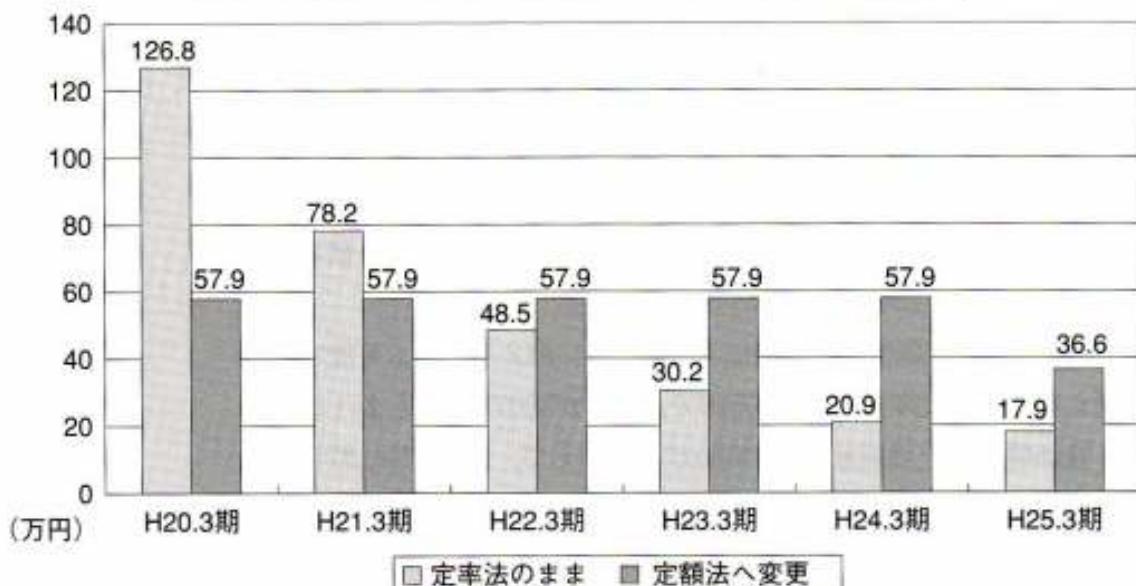
(2) 変更時の注意点

償却方法の変更は、その事業年度が開始する前日までに、その旨の申請書を所轄税務署長に提出する必要があり、現在の償却方法を採用してから3年を経過していないときには承認されない、つまり、3年に1回しか変更することができないのである。

図表-4 減価償却方法の変更によるシミュレーション

■車両について、定率法から定額法への変更のケース

- 前提条件：① 平成18年4月 車両A（200万円）を取得
② 平成19年4月 車両B（200万円）を取得
(車両はA、Bの2台のみ)
③ 平成20年3月期に定率法から定額法へ変更



(注) 平成26年3月期以降は金額が少額のため省略

ただし、平成19年度の税制改正で定められた経過措置^{*11}により、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度^{*12}においては、法人が選定した償却方法を変更しようとするとき、確定申告書の提出期限（＝決算期末から2か月以内）に変更の理由等を記載した届出書を提出すればよいとされている。

例えば3月決算の会社であれば、平成20年5月末が期限となり、これからの提出でも間に合うことになる。さらに、3年に1回のしばりもなく、平成19年4月以降に取得した固定資産について、償却方法を変更することが可能である。

2 基準額未満の固定資産について減価償却を行う

中小企業者の場合、1点30万円未満の固定資産は、取得価額の全額を損金処理できるが、これは会社の任意なので、業績が厳しい会社はあって損金処理せずに、減価償却していくことでもかまわない。

損金を先送りすることにより、当初は利益を計上することができる。

一つ一つの固定資産について、どちらにするか自由なので、結果的に決算を黒字とするための調整弁として使うことができる。

ただし、翌事業年度で急に黒字になった場合に、未償却残高を一括して損金とすることはできないので注意が必要である。

3 税額控除を適用する

「中小企業投資促進税制」については、前述のとおり特別償却と税額控除を選択することができるが、業績が厳しい会社は、特別償却を適用すると一気に赤字になってしまう。

税額控除の限度額はその期の法人税額の20%なので、控除額は少ないが、こちらを適用する方がよい。損金は増えずに、納税額のみ少なくなるので、業績が厳しい会社向けといえる。

〔おちあい・たかひろ〕

*11 平成19年改正法令附則11③（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

*12 1期のみの経過措置